

報道関係各位

社会保障審議会医療分科会「特定機能病院等の医療安全管理体制に関する意見」 について（日本看護協会の談話）

平成27年4月30日、社会保障審議会医療分科会は、厚生労働大臣に対して「特定機能病院等の医療安全管理体制に関する意見」を提出しました。この意見に対する公益社団法人日本看護協会の談話を発表いたします。

1. 意見書に対する日本看護協会の談話：

医療の安全を確保するには、多職種がチームとして協働し医療安全に係る取り組みを行うこと、医療安全管理部門が組織横断的に院内の医療安全管理を担うこと、すべての関係者の安全に関する意識を向上させ、医療安全の取り組みを推進することが必要不可欠だと考えます。

医療安全に取り組むことは、患者が適切な医療を受ける権利を保護し、適切な医療を提供するという医療者の基本的な姿勢です。その中で、看護職は、患者に対して24時間365日看護を提供し、また、医療者の中で最も数が多く、ほぼすべての医療提供の場面に関与していることから、看護職が医療の安全確保に果たす役割は大きいと考えられます。

日本看護協会ではこのような認識の下、医療安全に関する情報発信や医療安全管理者養成の研修の実施など、今後も国民に対して看護職が安全で安心な医療・看護を提供するための活動を行うとともに、特定機能病院等におけるさらなる医療安全の確保・推進にむけた取り組みを全面的に支援します。

2. 日本看護協会とは：

公益社団法人日本看護協会（会長・坂本すが）は、看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）による職能団体で、47都道府県看護協会と連携して活動する全国組織です。1946年に設立され、現在、69万人が入会しています。

3. 日本看護協会のこれまでの医療安全の確保・推進に向けた主な活動：

- 1999年 患者取り違え手術事故を契機に、各医療機関において、医療事故を組織的に防止する体制を整備することが重要との認識から、「組織で取り組む医療事故防止—看護管理者のためのリスクマネジメントガイドライン」を発行
- 2000年 医療安全管理者養成研修の開始、医療機器・機材メーカー等への提案活動を開始
- 2001年 医療安全情報の提供の開始、看護職賠償責任保険制度を創設
- 2002年 医療事故・医療安全に関する相談窓口の設置、看護管理者のためのリスクマネジメントガイドラインとして「医療事故発生時の対応」を公表

2013年 「医療安全推進のための標準テキスト」を公表

これらの活動は、都道府県看護協会と連携し行っている。この他、医療安全推進に向けた体制整備として、労働科学の知見を踏まえた労働環境づくりや人員配置が重要と考え、2013年に「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」の公表や、看護配置基準に関する政策提言も行ってきた。また、新人教育の観点から、看護職の卒後臨床研修の制度化にも取り組んできた。

4. 問合せ先：公益社団法人日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

TEL. 03-5778-8547 (広報部) FAX. 03-5778-8478 Eメール koho@nurse.or.jp